

文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

文京区保育所における保育に関する条例（昭和62年3月条例第11号）の一部改正に伴い、文京区立認定こども園条例（平成27年10月条例第68号）において引用する条文に変更があったため、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正案	現行
<p>(保育料)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 区長は、前条第二項の規定により教育及び保育を受けた二号・三号認定利用に係る児童の扶養義務者等から文京区保育所における保育に関する条例第五条第一項から第三項までの規定により得られた額を徴収する。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の文京区立認定こども園条例第十一条第二項の規定は、令和五年十月以後の月分の保育料について適用し、同年九月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(保育料)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 区長は、前条第二項の規定により教育及び保育を受けた二号・三号認定利用に係る児童の扶養義務者等から文京区保育所における保育に関する条例第五条第一項から第四項までの規定により得られた額を徴収する。</p> <p>3 (略)</p>